

令和2年第3回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年3月26日
13時30分～15時33分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

令和2年第3回海老名市農業委員会定例総会

令和2年3月26日「令和2年第2回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一	5番 小島 富士男
6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人	9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫	11番 宮基 功	12番 金指 満	13番 二見 務
14番 大矢 美知子			

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第16号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第17号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第5	議案第18号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第6	議案第19号	農用地利用集積計画（案）について
日程第7	議案第20号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8	議案第21号	「2021年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）」 及び「2021年度県農地等利用最適化の推進に関する意見 （案）」について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願による専決処分について
- (2) 農地の一時使用について
- (3) 生産緑地の斡旋について
- (4) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (5) 農地転用届出による専決処分について
- (6) 農地法第3条に3第1項の規定による届出について
- (7) 令和元年度（平成31年度）の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- (8) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

【事務局長】 1番委員（会長）の件でございます。現在入院中でございます。海老名市農業委員会規程第3条では、会長に事故あるときは、委員のうちから委員があらかじめ選挙して定めた委員が、その職務を代理するとあるところ、現在の状況がこの規程に適合いたしますことから、当分の間、会長職務代理者に会長の職務をご執行いただきたいと思いますと考えております。従いまして、会議の議長は会長職務代理者をお願いします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、11番委員、12番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3から4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

ては、資料1にございます。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。9番委員。

【9番委員】 ■■■さんは、今、持っている田んぼの代替が欲しいということで、問題はありません。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■さん、妻の■■■さん、父の■■■さん、母の■■■さん、娘の■■■さんと息子の■■■さんの6人が現在の農業従事者だそうです。経営主は、令和元年の新しい農家台帳では、■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は20年、従事日数は300日、妻の■■■さんの経験年数は15年、農業従事日数は250日、父の■■■さんの経験年数は62年、従事日数は100日、母の■■■さんの農業経験年数は46年、農業従事日数は60日、娘の■■■さんの農業経験年数は1年で、従事日数が60日、息子の■■■さんの経験年数は1年で、従事日数は60日だそうです。■■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米、合計で現在、■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。所有している機械ですが、トラクター1台、田植機1台、2トントラック1台、軽トラック1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がありますので、機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関しては、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見を伺います。3番委員。

【3番委員】 昨日、現地調査に行つてまいりました。田んぼとして適正に管理されておりまして、問題はないものと思われます。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

年数は30年で、従事日数は70日、父の■さんの農業経験年数は35年で、従事日数は90日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■平米、樹園地を含む畑が■■■■■平米で、合計、■■■■■平米です。これは下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【事務局長】 私のほうから、補足させていただきますと、農業委員会等に関する法律では、31条で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされているのですが、ご説明いただいたとおり、譲受人の■■■氏は、ご親族、息子さんでいらっしゃいますけれども、住所は平塚市で、通勤農業という話もありましたように、生計は別にされておりますので、委員自身は農業委員会等に関する法律31条の議事参与の制限は受けないということになっておりますので、あらかじめご承知いただければと思います。以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いしたいと思います。3番委員。

【3番委員】 こちらも田んぼとして適正に管理されておりますので、特に問題はないものと思います。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号6について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

と認められる農地について、要件を満たすことができれば、農業委員会が、農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっております。この証明が非農地証明です。非農地の定義につきましては、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、農振農用区域に指定されていないこと、現在、農地だったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障が生じていないこと、当該農地が農地等を含む筆の一部ではないこと、非農地証明の申請地から過去10年間、違反追及されていないことといった7つの要件がありまして、全ての要件にかなう場合のみ証明を出すことができます。

このうち、転用後の年数が基本的に10年以上であるという点につきましては、平成21年からの固定資産評価証明により、雑種地となった後の経過年数が10年以上であることが確認できました。農振農用区域に指定されていないことについては、市農業振興地域整備計画で確認済みでございます。農地転用の許可が受けられる立地や目的機関については、第2種農地であることを確認しています。過去10年間の違反については、追及の履歴はございません。

あと、残り3項目があるのですけれども、残りの3項目については、3月5日、木曜日に、譲渡人、■■■■から、非農地証明願が出されました関係で、3月12日、木曜日に、5番委員、20番委員、19番委員と事務局職員で現地確認調査へ行き、いずれも該当していることは確認できております。通常、非農地証明書の発行については、海老名市農業委員会規程に基づき、専決処分の上、発行し、これを直近の定例総会で報告をいたしておりますが、今回につきましては、転用申請のほうが継続審議となっておりますため、まだ発行はいたしておりません。

そうした中、3月18日、水曜日のことですが、皆様に議案書をお送りした後、譲渡人、■■■■から、転用申請の取下げが申出されております。よって、本日はまず、取下げそのものについて、ご審議をいただくことになるものと存じます。

以上でございます。

【議長】 本日はまず、受付番号3の申請取下げそのものについて、ご審議いただき、取下げ承認ということであれば、非農地証明の発行を了承する方向に進められるということの前提でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号3の申請取下げについて、質疑のある方。非農地関係の質疑についてもあわせて伺います。

【11番委員】 前日も申し上げたのですけれども、今回、非農地証明という形に切り替えるということのようです。そのことは十分理解できるのですけれども、農地である農業委員会が関わる問題として余りにも軽視されたような経過があることそのものが、譲渡人の■■■さんの問題もそうですし、譲受けを受ける、しかも、市内の業者ですから、そういうことが余りにもずさんで、何のペナルティーも受けずにそういった指導のもとで救われていくということ自体が本当にどうなのかなど。まさに農業委員会そのものを全く軽視したような形で手続が行われようとしていますからね。そのこと自体について、やっぱり何らかのペナルティーを科すような形、ましてや、農業者である■■■さんも、最初から何十年も前から農地であることを放棄して、それで埋め立てをしたりですね。だとすれば、まともにやっている人が何なんだということにならないですか。そういう不公平感が出ること自体が、すごく疑義がありますね。したがって、何らかの農業委員会としてのこういった関係者に対する今後のことも含めてペナルティーを科す方法を検討していただきたいと思います。

あと、それを先ほど提案されたように、非農地証明を出して、その形に切り替えるということについては、私は異議はございません。

【事務局長】 私のほうから、今のご質問ということでお答えいたします。

ご質問の答えとしては、11番委員の気持ちを十分理解したという前提でお話しさせていただきますけれども、今回、ペナルティーが何かという部分に関しては、悔しいですけれども、制度的に容認されている方法が見つからないと。1つ結果論かもしれませんが、申請者は、今使っている置場が今月で使えなくなるということで、急いでいると。急いでいるところでもって、通常、7つの条件が全てクリアできれば、専決で出している証明書をま

考でお配りしております。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。18番委員。

【18番委員】 本案件につきましては、まず一番大事なことが、1区画で申請されているということが第一かと思えます。これによって、農地転用による土砂の流出、崩壊、その他災害を発生させない、また、排水については、現在2か所あるところに1か所つなげて排水の河川のほうに流すということを改めてやるということを聞いております。そして、1区画で申請しておりますので、周りが全部道路に囲まれております。日照とか、通風等には支障はありません。特に申請書等については、図面にて確認いたしました。

以上です。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 事】 この案件は、転用面積が1万を超えているということで、広いこともあり、補足説明が少し長くなってしまうかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

それでは、補足説明をいたします。

今回の申請ですが、運輸業や倉庫業を行っている■■■■が、新規の事業拠点とする物流倉庫を建築するために農地転用をしたいという旨の申請になります。

■■■■は、新規事業拠点を設けるために候補地を探し、当該申請地の地権者との合意が得られたため、申請に至ったそうです。この申請地に新たな物流倉庫を設けることで、高速道路へのアクセスもよいということから、商品を届ける際の中継地点の数を減らせるなど、物流の効率化が図られるとのことです。新しく事業ができる場所を海老名市のほかにも、相模原市内や厚木市等で探していたそうですが、規模が大きいこと、また、必要面積が他法令、条例等との兼ね合いを考えると、地域が限定され、また、筆数も多いことから、全ての地権者との合意がなかなか得られなかったそうですが、最終的に当該申請地で合意が得られたために申請に至ったとのことです。

それでは、資料5-1をご覧ください。資料5-1の左下に農地の立地基準が記載されておりますが、こちらの申請地の立地基準は、第1種農地にな

ります。これは、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから判断ができます。第1種農地は、農地転用が原則不許可となる立地区分になりますが、今回は不許可の例外に該当することから、申請を受け付けております。

では、不許可の例外についてご説明させていただきます。これまでも農家住宅であったり、農業用施設用地、また、一時転用など、第1種農地であっても例外として許可となった事例があったと思いますが、それらと考え方や位置づけとしては同じになります。第1種農地でも、特別な立地条件を必要とする事業であれば例外として取扱うことができる旨が農地法の施行規則の第35条に記載がございまして、具体的には、今回の申請内容である流通業務施設であったり、ガソリンスタンドであって、一般国道または都道府県道の沿道の区域に設置されるものであれば、それに該当するという旨が記載されております。また、神奈川県が作成している審査基準というものがございしますが、そちらでは、流通業務施設について物効法、一般的に物流効率化法と呼ばれる法律の認定を受けた特別流通業務施設であるということが必要である旨が記載されております。今回の計画は、これらに全て該当することから、不許可の例外として取り扱うことができます。

続きまして、資料5-2の土地利用計画図をご覧ください。こちらの図面は、上が北を指しております。申請地を最大で1メートルほど盛土し、建物の基礎となる部分など、場所によっては切土をして転圧し、建築面積■■■■■■■■■■平米の物流倉庫を建築する計画になっております。東西南北が水路を挟んで道路と隣接しておりまして、縁石で土留めを行い、その上に1メートル20センチのメッシュフェンスを設置する計画になっております。敷地内は、建物のほかの部分はアスファルト舗装による車両通行スペースや駐車スペース、また、緑地帯を設ける計画となっております。この緑地帯については、都市計画法と海老名市の住みよいまちづくり条例に基づいて設置がされます。この図面の緑色に塗られている部分がその緑地帯なのですが、濃い緑色の部分が海老名市の住みよいまちづくり条例により設けられるもので、左下の薄い緑の部分、こちらが都市計画法により設けられる部分になります。申請地への出入りですが、西側の県道から行き、車両が出入りする部

分のみ水路をまたぐ部分ですが、既存の水路をボックスカルバートへ付け替えるという計画でして、それ以外の周囲の水路には手を加えず、そのまま生かす計画となっております。

続きまして、雨水及び汚水の排水計画についてです。こちら資料5-2に記載がされております。雨水につきましては、敷地内の周囲を囲む形で集水ますが設けられ、集水ますから雨水浸透施設に雨水を流し、敷地内で浸透処理をする計画となっております。また、北側の緑地帯とアスファルトの間に可変側溝というふうを書いてありまして、そちらでも雨水を受け止められる計画となっております。汚水に関しましては、合併浄化槽に流れた後、汚水の浸透施設による敷地内浸透処理がされる計画となっております。

続きまして、造成計画についてですが、こちらは資料5-3をご覧ください。申請地には黄色で切土がされる部分、ピンク色で盛土がされる部分が表されております。盛土に関しましては、先ほどもお伝えしたのですが、場所により最大1メートル弱盛土を行う計画となっております。高さとしては、西側の道路とほぼほぼ同じ高さになるという計画になっております。

資料5-4に断面図が記載されておりますが、そちらから県道とほぼ同じ高さになるということが確認できるかと思えます。

なお、今回、申請地を盛土するということなのですが、特に土砂の搬入等はせず、砕石等で高さを確保するという計画になっております。

また、申請地の南側の部分に東西に伸びる暗渠排水が、これは申請地内に2本通っておりますが、この排水機能を損なわないようにするため、2本通っているうちの北側の1本の暗渠排水を切り回して南側の管に接続し、そのまま排水機能を損なわないよう生かすという計画になっております。

また、敷地内の照明についてですが、照明は、申請地の北側に沿う形で5か所設置し、いずれも内側に向け、周辺農地に影響のないようにするよう、事務局から指示し、代理人も了承しております。

また、そのほか、他法令との調整についてご説明させていただきます。今回、農地転用の許可のほかに、先ほど申しあげました物流効率化法と呼ばれる法律、正式名称が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律という法律の認定ですとか、あとは神奈川県条例である土地利用調整条例、ま

た、都市計画法を根拠とする開発の許可の3つの法令との調整が必要になる事業になります。これらのうち、物流効率化法と土地利用調整条例につきましては、了していることを事務局のほうで書類から確認しております。

さらに、開発の許可に関しましても、市とのまちづくり条例の協議が終わっていきまして、5月には開発許可の本申請の許可がおりる見込みであるということを確認しております。

資料5-5から5-9に関しては、建物に関する図面でございますが、こちらは参考でお配りさせていただいております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策等も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。3番委員。

【3番委員】 こちらも昨日、現地調査に行ってきました。土地は随分広いところでございますけれども、2方向が道路、それともう2方向が道路、水路と道路に囲まれておりまして、その他の田んぼ等に影響はないものと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

【11番委員】 この関係、今回、■■■■ということですが、この北側のほうにあるのもたしか■■■■、大きな物流倉庫がありますけれども、今回はその南のほうだということで計画が出されていますけれども、この場所は総合物流効率化法の関係で、産業道路がありますので、それから、インターチェンジが近いということで、こういう施設ができるような格好になっているわけです。実は全体的に市の計画として、先日も都市マスタープランの説明をいただいたときに、たしか、この辺のところは一帯は引き続き農地として活用していくのだと、そういうふうな形のマスタープランになっていましたよね。説明の中でありました。ですけれども、海老名市の発展のためにはこういう形で土地利用していくことは大いに結構だというふうに思うのですが、その辺の整合性を、農地の利用計画そのものを今後見直していくとか、そういう形をしませんと、プランと実態が全く合っていないというそごが生じてきます。恐らくこの一帯は、既にその反対側のほうには郵政の関係の施設があったり、その南にも今回、先日許可しました関係の工事が始まっています。

そうすると、ほとんどと言っていいほどこの沿線は、インターの近くもそういうふうな形もできていますけれども、一番いい条件でできてくるんだと思うんですね。ですから、1つは、まずその辺のところを考慮いただきたいなということ。整合性のために、農地利用計画そのものを見直していく必要があるのではないか、恐らくそうなるだろうと思います。

それから、いま1点は、インターにこういうふうなものができると、今現在も海老名インターは相当に混雑しています。そこに大きな大型トレーラー、トラックが本当に集中してくるわけですから、そういう意味で、先日ちょっと申し上げたのですけれども、門沢橋のところには海老名南ジャンクションがありますね。あそここのところにスマートインターとして、あそこから降りる形で既に先行取得して用地買収されているところがありますね。そこからこの産業道路までスマートインターでつなぐような形の方向を早急に急いでいく必要があるのではないかと。すなわちこういう大型トラックは、高速道路に出入りするのためのほとんど車両なわけですから、それを分散させるという意味と、それから、今現在は、横浜伊勢原線がものすごく渋滞しています。門沢橋のところを中心に。それらを緩和するという意味を含めて、そういったことを市のほうから、また、農業委員会としても、将来的な土地利用をされていくという過程の中で、そういうふうな形での方向性を指導、助言していただきたいなというふうに考えております。その2点についてご検討いただければと考えております。

【議長】 それでは、意見ということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

め、この申請地につきまして、立地基準を満たすと判断しております。

それでは、資料6-2の全体平面図をご覧ください。住宅建築部の建物を配置した図面になります。図は、上が北側となっております。申請地全体を整地、転圧した後、全体的に砂利で舗装し、建築面積■■■■■平米の住宅を建築する計画となっております。

続いて、申請地の北側及び東側ですが、今回の畑の所有者自身、進さんの畑と隣接しており、隣接する部分につきましては、コンクリートブロック2段による土留めを行い、区画を明確にするとともに、土砂の流出、崩壊を防ぐ計画となっております。申請地の西側と南側が市道801号線と接しており、こちらから出入りする計画となっております。

雨水と汚水の排水計画についてですが、雨水は雨水浸透ます及び浸透トレンチによる敷地内浸透処理となっております。汚水については、浄化槽で処理した後、浸透トレンチによる敷地内浸透処理をする計画となっております。

続きまして、造成図及び断面図を御覧いただければと思います。こちらは資料6-3に記載がございます。まず、造成に関してですが、敷地内の黒く塗られている部分、こちらを約10センチほど盛土をする計画となっております。同じ資料に断面図がありますが、道路側に向かって緩やかなのり面となる計画となっております。こちらの資料6-3、左下のほう、こちらに断面図がございますが、X-X'断面が申請地を東西に、Y-Y'断面が申請地を南北に切った図面になります。また、建物に関しましては、6-4と5に平面図、資料6-6に日影図をお配りしておりますので、こちらを参考にしていただければと思います。

以上、この転用につきまして不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。3番委員。

【3番委員】 こちらもきれいに管理されておまして、特に許可するに問題はないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号5について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第3、議案第16号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いします。

【管理係長】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを経営委員会が証明するものでございます。

それでは、受付番号7、被相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年2月24日から令和2年3月26日までです。特例農地等の明細ですが、杉久保北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、農業振興地域内、■■■■■■■■■■平米、ほか31筆、議案書のとおり、全て農業振興地域内の畑で、議案書のとおりでございます。事務局のほうで3月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書12ページ、受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号8、被相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年11月30日から令和2年3月26日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■筆、ナンバー1からナンバー3が農業振興地域内、ナンバー4が農振農用地区域内の田で、議案書のとおりでございます。事務局のほうで3月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われま

す。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号8について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書13ページ、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号9、被相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、相続人

は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年11月1日から令和2年3月26日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■■■平米で、議案書のとおりでございます。事務局のほうで3月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号10について、事務局から提案説明をお願いします。

【管理係長】 受付番号10、被相続人は、杉久保■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年2月24日から令和2年3月26日までです。特例農地等の明細ですが、杉久保北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、筆全体の面積■■■■■平米のうち農地部分■■■■■平米(農地部分全てが生産緑地)で、■■氏持分が2分の1で■■■■■平米でございます。議案書のとおりでございます。事務局のほうで3月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号10について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書14ページ、受付番号11について、事務局から提案説明をお願いします。

【管理係長】 受付番号11、被相続人は、大谷■■■■■■■■、■■■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年2月24日から令和2年3月26日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■平米で、議案書のとおりでございます。事務局のほうで3月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号11について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、日程第4、議案第17号 引き続き特定貸

付けを行っている旨の証明についてを議題とさせていただきます。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 この証明は、相続税納税猶予の特例適用を受けている農地について、特定貸付けをしている方が、3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明です。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸付けされ、農地として利用されているかという部分を農業委員会が証明いたします。

それでは、受付番号1、被相続人は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続人は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き農業経営を行っている期間は、平成29年4月27日から令和2年3月26日までです。特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりでございます。事務局で3月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま。

また、補足で説明させていただきます。今回の場合で言う特定貸付けは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成による貸付けであり、令和4年12月31日まで貸付けをしています。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、証明を発行いたしまして、当事者へ通知をします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページ、日程第6、議案第19号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号11について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市では、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としています。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号11、借り手は、本郷■■■■■■■、■■■■、貸し手は、厚木市下津古久■■■■■■■、■■■■■、貸し借りをする農地は、門沢橋■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和2年4月1日から令和4年12月31日までの3年間です。農振地域内1件の新規の計画です。この案件につきまして、3月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は認定農業者で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われま

す。

- 【議長】 説明が終わりました。
それでは、受付番号11について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11について、採決させていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
続きまして、受付番号12について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【管理係長】 受付番号12、借り手は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、柏ヶ谷■■■■■■、■■■■■■、貸し借りをする農地は、中新田字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、■筆です。貸し借りの種類は、賃貸借の設定、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの1年間です。農業振興地域内、1件の新規の計画です。この案件につきまして、3月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われまます。
以上でございます。
- 【議長】 説明が終わりました。
それでは、受付番号12について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号12について、採決させていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号13について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号13、借り手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りをする農地は、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、いずれも賃借権の設定、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和2年4月1日から令和5年12月31日までの4年間です。全て農用地区域内の田で、いずれも新規の計画です。この案件につきまして、3月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号13について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号14、借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、綾瀬市早川■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りをする農地は、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、■筆です。貸し借

りの種類は、使用貸借権の設定で、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和2年4月1日から令和7年12月31日までの6年間です。農用地区域内1件の新規の計画です。この案件につきまして、3月13日に事務局で現地確認したところ、現地は農地として管理されていました。借り手は認定農業者で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われれます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号14について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書19ページ、日程第7、議案第20号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号3についてですが、9番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(9番委員退席)

【議長】 再開いたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地法第18条第6項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号3、届出地は、中野■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳

行い、農地として管理されていることを確認しました。特に問題ないもの
と思われます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決さ
せていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書20ページ、日程第8、議案第21号 2021年度農
林業施策並びに予算に関する要望(案)及び2021年度県農地等の利用
の最適化の推進に関する意見(案)についてを議題といたします。

これにつきましては、3月9日に農政小委員会を開催していますの
で、農政小委員会の委員長、8番委員から、審議の結果の報告をお願い
いたします。

【8番委員】 3月9日、令和2年第1回海老名市農業委員会農政小委員会を開催いた
しました。2021年度県農林業施策並びに予算に関する要望(案)及び
2021年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見(案)につい
て、議案書のとおりまとめさせていただきました。内容につきましては事
務局からご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

【議長】 事務局長、詳細の説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、ご説明いたします。

ちょっと長いのですが、辛抱して聞いていただければと思います。

議案書の20ページをお開きください。2021年度県農林業施策並
びに予算に関する要望(案)については、検討項目(1)かながわ農政の
推進、(2)農地利用の最適化の推進を検討項目としてご審議をいただき

ました。

20ページの左側をご覧ください。「項目」とある列の(1)「かながわ農政の推進について」は、去年の要望から引き続きで、「都市農業の振興に必要な施策と新たな土地利用規制の在り方」、1件を提案いたします。内容は、農地保全の観点から、農業者以外の方が実質的な所有者になることにより、耕作が行われず農地の遊休・荒廃化が進むことが懸念されるので、法人等による農地の仮登記並びに時効による取得が制限できるよう、法規制の整備を国に働きかけるというものでございます。

その下、(2)「農地利用の最適化の推進について」は、去年の要望から引き続きで2件、新規で1件、合計3件を提案いたします。

初めに、「農地の有効利用、遊休農地の発生防止・解消の取り組み」でございます。内容は、永池川が河川改修工事により水田の機能維持ができなくなっており、荒廃農地が増えているので、工事を推進していただくよう要望するとともに、工事中は暫定措置として、河原底の土砂を早期に取り除くこと、また、地元の意見をよく聴取し、反映することというものでございます。

続きまして、21ページをお開きください。「新規農業参入希望者及び農業後継者の就農促進と支援」についてでございます。内容は、「将来的に農地の減少によって県が管轄する農業用水の耕作者への負担金額について再検討する必要がある際には、安易に増額とせず、新規就農及び農業後継の促進へ配慮した支援策の実施と併せての検討をお願いしたい」というものでございます。

その下の「農業委員会事務局体制の強化について」でございます。今回からの新規提案とさせていただきたいものでございます。内容は、農地行政の司令塔となる農業委員会の職員には専門的な知識経験が求められますが、教育委員会などと異なり、法律で必ず事務局を置くことが定められていない結果、人手不足と相まって、配置職員が他部署と兼任になりがちで、優秀な人材が育ちにくい状況となっていますので、農業委員会等に関する法律内に、「農業委員会に事務局を置く」との明文の規定を置いて、専門の職員をしっかりと配置できるよう法改正を国に働きかけることをお願い

いするものでございます。

次に、農業税制改正要望事項でございます。2021年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）のうち、農業税制改正要望事項は、別段の検討取りまとめ方法によるとなっておりますので、検討項目（3）消費税引き上げ関係、（4）農業税制改正要望事項として、別途ご審議をいただきました。（4）「2021年度農業税制改正要望事項について」は、去年の要望から引き続きで4件を提案いたします。議案書は22ページをお開きください。

初めに、左から2列目、「意見・要望事項」（1）「畜舎、農業用倉庫等の農業用施設用地についても相続税納税猶予制度の特例対象農地等とすること」でございます。現状、畜舎、農業用倉庫等の敷地や貸付けをする農地は、特例適用が受けられないとされておりますが、規模拡大が制約される都市農業において、施設を利用して集約的な経営をさらに展開させていくためには、畜舎等も温室と同様に納税猶予制度の適用を認めていく必要があると考え、去年から継続して要望するものでございます。

その下の（2）「市街化調整区域内農地の納税猶予の適用を受けた場合、終身営農が条件となっているが、免除期限を20年とすること」でございます。市街化調整区域内の農地については、納税猶予の免除後も転用許可による権利移動の制限があることから、農地としての保全性は確保されているものと考えられます。このため、納税猶予の適用条件を終身営農とまでする必要性は低いことから、これを20年とするよう、去年から継続して要望するものでございます。

22ページの一番下、（3）「都市近郊農業振興のために、市街化区域内農地の保全は不可欠であるため、生産緑地法の一部改正による緩和と共に、一般市街化区域内の農地に関しても固定資産税の軽減を図ること」でございます。都市近郊農業においては、農地は資本であり、経営の基盤となるもので、農業経営においていかに経費を抑えるかが課題となります。その観点から、固定資産税の軽減措置を検討するよう、去年から継続して要望するものでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。「意見・要望事項」

(4)「農業後継者が相続する農地に対して、相続税の軽減措置を講ずること」でございます。相続が原因で農地が分散し、経営規模が縮小し、ひいては農業者そのものの維持が困難となっております。そのため、少しでも農業後継者が農地を相続しやすくする措置として、後継者が相続する農地に対して、相続税の軽減を検討するよう去年から継続して要望するものでございます。

その下、(3)「消費税引き上げと軽減税率の導入に伴う納税環境の整備」でございます。この「意見・要望事項」は、消費税引上げ関係で、今回から新たに追加したい関係で、(4)と順番が逆になっておりますが、ご了承ください。

では、「意見・要望事項」(1)「消費税免税事業者である農業者が不利にならないための措置を講ずること」でございます。「消費税については2023年(令和5年)10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されるが、免税事業者に該当となる農業者は適格請求書等を発行することができない。そうすると取引先は、当該農業者からの仕入に仕入税額控除が適用できないため、その分消費税の負担が増大する。このため当該農業者が、取引を停止されたり、新規の取引先を獲得しにくくなったり、仕入税額控除が適用できない分値引きを強要されたりするようなことが心配される。すべての農業者が課税事業者として適格請求書等を発行できるよう、制度を改めるよう要望する」ものでございます。

本日も決定いただいた後の要望内容については、農業税制改正要望事項は3月末までに神奈川県農業会議へ、その他につきましては4月末までに県央地区農業委員会の会長市であります綾瀬市へそれぞれ提出の運びとなっております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

【議長】 事務局の説明が終わりました。税制改正以外の要望内容と税制改正要望とを一括して質疑、意見をお願いしたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決に入ります。

採決は、税制改正以外の要望内容と税制改正要望と別々に行わせていただきます。

初めに、議案書20ページから21ページの2021年度県農林施策並びに予算に関する要望（案）（検討事項（1）かながわ農政の推進、（2）農地利用の最適化の推進）について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、農業税制改正要望事項の採決です。

議案書22ページから23ページ、2021年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）（検討項目（3）消費税引き上げ関係、（4）農業税制改正要望事項）について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

【議 長】 次に、議案書24ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（1）非農地証明書の証明願いについてを案件といたします。

受付番号4について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 本件は、3月5日、木曜日に非農地証明願いが出されたものでございます。議案第15号の受付番号3について、先ほど取下げのご決定をいただいたので、通常は専決処分で発行しております非農地証明について、この場で了承いただいた後、発行いたしたいものでございます。

詳細については担当者からご説明いたします。

【主 事】 現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地について、要件を満たすことができれば、農業委員会が農地法に定める農地ではないという旨の証明をすることができることになっております。この証明が非農地証明になります。非農地の定義は、先ほどの説明と重複いたしますが、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、非農地だったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺農地の営農条件に支障が生じていないことなどの要件がございまして、これらの全ての要件に

かなう場合にのみ、証明を出すことができます。

議案書の24ページをご覧ください。

受付番号4、申請地は、杉久保北■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。申請者は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、現在の現地の状況ですが、残土置場として使用されているようです。案内図及び現地の写真につきましては、資料7にございますので、御覧ください。

土地の経過についてですが、申請地は、10年以上前から山林の様相を呈しておりまして、ここ数年、残土置場となっていたそうです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯がございません。3月12日に、5番委員、20番委員、19番委員と事務局職員とで現地確認調査を行い、現況は農地として使用されていないということを確認いたしました。また、固定資産評価証明も確認し、転用後の経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から当該地は非農地に該当すると判断しており、この場で了承いただいた後、非農地証明を発行したいと考えております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。現地調査委員の意見をお伺いいたします。5番農地小委員会委員長。

【5番委員】 3月12日に現地調査に行っていました。現地は、残土置場として使用されていたということで、ガラまじりの土で表土が覆われておりました。また、周辺の農地に関わる営農条件についてですが、東側に農地が広がっておりますが、その農地のほうが1段高くなっておりますので、こちら側への支障はないものと思われまます。そのほか、特に非農地証明を出すに当たって問題となるところはないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4について、了承とさせていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、承認とさせていただきます。
次に、議案書 25 ページ、(2) 農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号 2 と受付番号 3 については、関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤードなどのために農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の 3 者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認しております。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしているところでございます。

受付番号 2 及び 3 をご覧ください。これらの案件は、受付番号は分かれておりますが、同一の公共工事に伴う申請となりますので、一括でご説明いたします。

受付番号 2 の申請地は、上郷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、持分■分の■、ほか■名です。

続いて、受付番号 3 の申請地は、上郷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■です。

受付番号 2 及び 3 ともに、土地の使用者は、東京都港区港南■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、取締役専務執行役員■■■■■■■■■■■■、事業主は、勝瀬 175 番地の 1、海老名市長内野優、工事名は、市道 62 号線（並木橋）歩道橋架設事業、目的は、資材置場及び事務所として使用したいとのこと。使用期間ですが、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までです。資料 8-1 に現地の案内図と写真、8-2 に土地利用計画図を配付しておりますので、ご確認ください。

続けて、補足説明をさせていただきます。本申請地は、昨年 4 月から

資材置場及び事務所として使われておりますが、引き続き使用する場合は1年ごとに申請する必要があり、今回、申請がされたということになります。資料8-2の土地利用計画図ですが、図は、上側が南側を指しておりまして、少し見づらいのですが、申請地はもともと田んぼでして、周辺の道路より低くなっておりますので、現地は土木シートを敷いた上に盛土し、表面には砂利を敷いて、残土や資材の置場、あとは作業員の詰所として利用されております。近隣への被害防除として、資料8-1の写真にも載っているのですが、周囲が鋼板で仮囲いがされております。なお、車両は、図面上側、南側からのみ出入りする計画になっておりまして、市道の拡幅がされている部分からの出入りとなります。こちらの申請につきまして、特に問題ないと思われまして、本日、委員の皆さんに了承いただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者に受理した旨の通知を発送する予定となっております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。地区委員の意見については、私のほうで一括して発言させていただきます。

この現場は、1年前から資材置場、事務所として使われておりますけれども、この間、1年間に農家からの苦情、周りからの苦情等、何も聞いておりません。そういう点では、何ら問題はないのかと思っております。

以上です。

それでは、受付番号2と受付番号3について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2と受付番号3について、一括承認とさせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということなので、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書26ページ、(3)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号84についてですが、10番委員が関係人として農業委員

会等に関する法律第34条、議事参与の制限に該当しますので、本案件の終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(10番委員退席)

【議長】 それでは、再開します。

生産緑地番号84について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされております。農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号84、所在は、今里■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりです。案内図及び現地の写真につきましては、資料9をご覧ください。

この農地につきましては、令和2年第1回の定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由により、生産緑地の主たる従事者証明について証明願いが提出され、証明の決定がされました。令和2年1月28日付で市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まずご自身でお考えいただき、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、4月17日の金曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を4月20日、月曜日に海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただくところでございます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、生産緑地番号84について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、生産緑地番号84について、了承とさせていただきます
たいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということなので、了承とさせていただきます。
暫時休憩といたします。

(休憩)

(10番委員着席)

【議長】 再開いたします。

次に、議案書27ページ、(4)農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされておりますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号において、耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用施設に供する場合は許可不要と規定されております。この例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

それでは、議案書27ページ、受付番号1、説明いたします。申請地は、大谷字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米のうち■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■、転用の目的は、農業用倉庫、施設の規模は、■平米が1棟でございます。資料は、資料番号10-1に申請地の案内図及び写真があります。それから、資料10-2に土地利用計画図の平面図及び設置する施設の求積図を記載させていただいております。法令に基づく届出ではないこと、性質上許可不要案件であることを確認するためにこちらに提出をさせていただいているところでございます。現地は農地として適正に管理されておりますので、問題ないと考えております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。6番委員。

【6番委員】 これは3月9日に■■■■さんが説明に来られまして、この畑に農業用

の倉庫、6平米のものを設置したいと、目的は、農作業の効率アップということで、この中に農機具ですとか肥料等を入れておきたいということがあります。特に問題はないかと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書28ページから30ページまでの(5)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

28ページ、農地法第4条、受付番号2の1件、29ページから30ページの農地法第5条、受付番号6から10の5件、合わせて6件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

それでは、一括して説明させていただきます。

議案書28ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年2月1日から2月29日までの間に届出がされたものです。受付番号2の1件で、田、0平米、畑、27平米、合計、27平米です。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年2月1日から2月29日までの間に届出がされたものです。受付番号6から10までの5件で、田、0平米、畑、1,037平米、合計、1,037平米です。これらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書34ページ、(7)令和元年度(平成31年度)の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 農業委員会に関する法律第37条では、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について適切な方法により公表しなければならないと定められております。これに基づき、本来であれば令和元年度の活動の点検・評価(案)及び令和2年度の活動計画(案)を作成し、事務局から案をご提案し、ご了承いただいた後、公表するところなのですが、今回、集計作業のミスにより、一部正しい数値を入れることができおりません。不手際をおわびいたします。ただいま再集計を大至急行っております。4月の総会時には完成する予定です。つきましては、審議案件ではございませんが、ご了承をいただく案件として議案に掲載させていただいているため、本案件については、次回の会議でご了承いただけますよう、事務局からお願いする旨をこの場でお諮りいただきたいと思います。お願いいたします。

【議長】 説明が終わりました。本案件について了承するに必要なデータが全部そろい切っていないということで、次回、定例総会には全てそろうという説明ですので、これを継続案件とし、次回の会議で了承する方向で進めたいのですが、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本案につきましては、次回の会議で了承とさせていただきますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、そのようにさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。長い時間、ありがとうございました。

(終了 午後 3 時 3 3 分)